

令和2年度第8回

東京都私立学校審議会（第802回）

令和3年2月15日（月）

都庁第一本庁舎16階 特別会議室S4

午後 3 時 27 分開会

○近藤会長 それでは、ただいまから、令和 2 年度第 8 回「東京都私立学校審議会」を開催いたします。

初めに、本日の出席委員について、事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日の出席委員は、委員 20 名のうち 18 名でございます。開会定足数は 11 名でございますので、本審議会が有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、当審議会運営細則第 6 条により、本会は有効に成立しております。

次に、会議の公開については、当審議会運営細則第 7 条により、審議会は原則として公開としておりますが、本日の議題は認可に関する議案及び報告事項のため、審議は非公開となります。

それでは、認可に関する議案の審議に入らせていただきます。

まず、今回の新たな諮問について、事務局から説明願います。

○私学部長 本日諮問させていただく案件は、お手元に配付してあります 4 件でございます。

それでは、諮問文を朗読させていただきます。

私立学校法第 8 条第 1 項の規定により、下記事案について、貴審議会の意見を求める。

令和 3 年 2 月 15 日付、東京都知事名。

記、1、小鳩幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可について、大田区、ほか 3 件。

以上でございます。

詳細につきましては、担当職員からそれぞれ説明をさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○近藤会長 本日の議案は、既に諮問されている案件 2 件と、ただいま説明のありました新たに諮問される案件 4 件でございます。

各案件につきまして、部会の審議状況を事務局から報告願います。

○私学行政課長 本日議題となっております議案のうち、議案第 1 号から議案第 6 号につきましては、各部会におきまして了承されておりますことをご報告申し上げます。

○近藤会長 それでは、初めに既に諮問されている案件について審議いたします。

議案第 1 号は、東京ホテル・ウェディング&IR 専門学校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第1部会の平野委員から調査結果につきまして説明願います。

○平野委員 それでは、議案第1号につきましてご説明いたします。

本案件は、東京ホテル・ウェディング&IR専門学校の設置認可についてでございます。

令和3年2月2日に、加茂川主査及び東京都私学部及び江戸川区の担当職員と私で第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人滋慶文化学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、生徒の確保を適切かつ着実に行っていただき、継続的、安定的に学校運営ができるように努めること。また、IR分野の教育については先行事例が少ないことから、教育内容の充実を図るため、質の高い教員の確保に努めるとともに、海外事情も踏まえた業界で求められる新たな知識や技術の把握に努め、社会のニーズに適応した柔軟な教育の実践に取り組んでいただきたいこと。

3つ目は、多種多様な選択科目等の開設が予定されていることから、教育の質の維持向上を図り、数多くの教員の適正なマネジメントに努めていただきたいこと。

4つ目は、教育内容が多岐にわたることから、アカデミックガイダンスの充実を図り、生徒の希望する職業分野に応じた適切なカリキュラムを提供していただきたいこと。また、IR分野にはギャンブル依存症の問題や治安、犯罪面の影響等、懸念される点も多いため、法律及びモラルを遵守できる人材の育成に努めていただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なからうと思えます。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局から説明いたします。

○私学行政課長 それでは、事務局から、議案第1号についてご説明させていただきます。

本案件は、学校法人滋慶文化学園から申請がありました、東京ホテル・ウェディング&IR専門学校の設置認可でございます。

本案件は、令和元年9月に設置計画の承認を受けておりますが、このたび、校舎の完成により、専修学校の設置認可のご審議をお願いするものでございます。

まず、学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、学校教育法に基づき、IR分野に関連する業界（観光・ホテル・ウェディング・劇場等文化施設・飲食・運輸）の業務に従事しようとする者に、必要な知識・技能を授け、併せて心身を鍛錬し、社会に有用な人材を養成することを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持の方法は、要項6に記載のとおりです。

設置者は学校法人滋慶文化学園で、理事長は覚野博夫氏、校長は小川正人氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、「IR・ホテル&リゾート科」と「キャリアナリー&レストラン科」は、それぞれ昼間部一、昼間部二を設置し、修業年限はいずれも3年、その他に修業年限4年の「IR・MICEマネジメント科」、修業年限2年の「IR・エアライン科」を設置いたします。入学定員はいずれの学科も40名で、総定員は720名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具等につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いいたします。

よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第1号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたし

ます。

次に、議案第2号は、駿台予備学校町田校の設置認可でございます。

本案件につきましては、部会調査をお願いしておりましたので、第1部会の阿部委員から調査結果につきまして説明願います。

○阿部委員 阿部でございます。

議案第2号につきましてご説明いたします。

本案件は、駿台予備学校町田校の設置認可についてでございます。

令和3年2月5日に、加茂川主査、東京都私学部及び町田市の担当職員と私で第1部会の部会調査を実施いたしました。

部会調査の際、学校法人駿河台学園から、学校設置の目的、趣旨などについてお聞きし、その意義を十分に認識していることを確認いたしました。また、校舎、施設、設備などについては、専修学校教育を行うための基準を充足しておりました。

調査結果は以上のとおりでございますが、設置者に対する要望、注意事項として、次の4点を伝えてまいりました。

1つ目は、学校教育法、専修学校設置基準等の関係法令を遵守し、適正な学校運営を行っていただきたいこと。また、認可内容に変更等が生じる場合には、事前に所轄庁と十分に協議を行っていただきたいこと。

2つ目は、教育施設・設備を充実させるとともに、これまでの学校運営の経験で培った教育システム等を発展させ、教育水準のさらなる向上に努められたいこと。

3つ目は、附帯教育の高校生を多く受け入れることになるため、附帯教育も含めて一つの専修学校であるという意識を持ち、関係規定を遵守しながら、責任を持って学校運営を行っていただきたいこと。

4つ目は、校舎が密集地にあるため、近隣に迷惑をかけないように、登下校時等における注意事項について生徒を十分指導し、近隣住民との良好な関係を保っていただくとともに、生徒の安全確保に十分配慮していただきたいこと。

申請内容については、認可基準を満たしていることから、認可を適当と認める旨の答申を行うことは問題なかろうと思います。

部会調査結果報告については以上ですが、詳細につきましては事務局からご説明いたします。

○私学行政課長 それでは、議案第2号につきましてご説明させていただきます。

本案件は、学校法人駿河台学園から申請がありました、駿台予備学校町田校の設置認可でございます。

本案件は、既存の建物の活用により一段階審査を取るものでございます。

それでは、要項に基づきましてご説明させていただきます。

学校の目的は、要項1に記載のとおり「本校は、教育基本法及び学校教育法に従い、高等学校の補習教育及び大学入学に必要な予備教育を施すとともに、教養の向上と人格の陶冶を図ることを目的とする」でございます。

学校の名称、課程（分野）の名称及び位置は、要項2から4に記載のとおりでございます。

開設の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

経費の見積り及び維持方法は、要項6に記載のとおりでございます。

設置者は学校法人駿河台学園で、理事長は山崎良子氏、校長は関谷浩氏を予定しております。

課程・学科別修業年限及び生徒定員は、要項9に記載のとおり、「大学受験科」は昼間部を設置し、修業年限は1年でございます。入学定員は320名で、総定員は320名となります。

主要教科名は、要項10に記載のとおりです。

教職員組織、校地、校舎、校具・教具及び図書につきましては、それぞれ要項11から14に記載のとおり、設置基準を充足しております。

予算概要及び付近の状況は、それぞれ要項15及び16に記載のとおりです。

備考欄には、学校法人及び同法人設置校の認可年月日を記載してございます。

以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。ご質問のある方はお名前をお願いします。

ご発言、よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第2号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

それでは、今回新たに諮問されている案件について、順次審議することといたします。

初めに、幼稚園関係の案件でございます。

議案第3号は、幼稚園の設置者変更及び収容定員に関わる園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第3号、小鳩幼稚園の設置者変更及び収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の目的、名称及び位置は、それぞれ要項1から3に記載のとおりでございます。

変更の時期は、認可のあった日を予定しております。

変更の理由でございますが、旧設置者の死亡に伴い、新設置者が引き継ぎ、設置者を変更するとともに、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

新設置者は岸田忠久氏、園長は岸田きよみ氏でございます。

学校編制等でございますが、変更の内容は、現在の3学級80名を3学級70名に変更するものでございます。

経費の見積り及び維持方法は、要項9に記載のとおりでございます。

また、要項10にありますとおり、園地、園舎、運動場、教職員等につきましては、いずれも設置基準を充足しております。

以上で議案第3号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第3号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第4号は、幼稚園の収容定員に係る園則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第4号、明昭幼稚園の収容定員に係る園則変更認可についてご説明申し上げます。

学校の名称及び位置は、それぞれ要項1及び2に記載のとおりでございます。

変更の時期は、令和3年4月1日を予定しております。

変更の理由でございますが、幼保連携型認定こども園の設置計画に伴う施設改修に向けて、実員に合わせて収容定員を変更するものでございます。

設置者は学校法人関口学園、園長は関口宏氏でございます。

学級編制等でございますが、変更の内容は、現在の8学級240名を6学級150名にするものでございます。

園地、園舎、教職員組織につきましては、要項8から10にありますとおり、いずれも設置基準を充足しております。

なお、変更後の園地、園舎については、施設の改修により約1年4か月使用する予定の仮園舎のものを記載しております。

以上で議案第4号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第4号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、小中高校関係の案件でございます。

議案第5号は、高等学校の学則変更認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第5号についてご説明いたします。

これは学校法人東海大学が設置しております、東海大学附属望星高等学校の広域の通信制課程に関わる学則変更認可です。

学校の名称、設置者名、位置、通信教育実施区域及び課程、修業年限、収容定員につきましては、それぞれ要項1から5に記載のとおりです。

変更の理由ですが、要項6をご覧ください。

1点目として、技能教育施設の校名を変更いたします。また、技能教育施設との新たな連携に伴い、技能教育施設の表記を追加いたします。

2点目として、技能教育施設の追加に伴い、対応する調理系の教育課程表を変更します。また、商業系の教育課程表を見直したため、変更します。

3点目として、住居表示番号を変更いたします。

変更の時期については、要項7に記載のとおり、令和3年4月1日を予定しております。

次に、変更の内容ですが、要項8の別紙「学則比較対照表」をご覧ください。学則第3条の住居表示について、渋谷区からの通知により、東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番1号から東京都渋谷区富ヶ谷二丁目10番7号に変更いたします。

学則第35条の技能教育施設について、東海文化専門学校が東海文化高等専修学校へ校名変更



いたします。また、国際製菓専門学校と技能連携することに伴い、当該校の表記を追加します。

学則第10条の別表「教育課程表」につきまして、新たな技能教育施設に対応するため、調理系の教育課程表を変更します。また、商業系の教育課程表を見直したため、変更します。

要項に戻りまして、備考欄には、設置認可年月日及び本法人が設置する学校の名称及び設置認可年月日を記載してありますので、ご参照ください。

以上、議案第5号についての説明を終わります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございます。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第5号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

続いて、議案第6号は、高等学校の学科廃止認可でございます。

事務局より説明願います。

○議案担当者 それでは、議案第6号についてご説明いたします。

これは学校法人潤徳学園が設置しております、潤徳女子高等学校における学科廃止認可です。

本案件は、平成29年度に商業科の定員を普通科へ移行することを認可し、令和2年度に移行が完了したことから、学科廃止申請があったものであります。

学校の名称、設置者名、位置につきましては、それぞれ要項1から3までに記載のとおりです。

変更の理由ですが、商業科について、将来にわたり再開の予定がないため廃止するものです。

変更の時期は、認可のあった日です。

次に、変更の内容ですが、要項6をご覧ください。変更前の収容定員、普通科735名、商業科0名であるものを、変更後は商業科を廃止し、普通科735名といたします。

校舎につきましては、要項7に記載のとおりです。

生徒の処置方法、指導要録等の保存、教職員の処置方法は、要項8から10に記載のとおりです。

また、教職員組織につきましては、要項11に記載のとおりです。

備考欄には、設置認可年月日を記載しておりますので、ご参照ください。

以上で議案第6号についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○近藤会長 ありがとうございました。

何かご質問はございませんでしょうか。よろしいですか。

(首肯する委員あり)

○近藤会長 それでは、議案第6号につきましては、その認可を適当と認める旨、答申いたします。

以上で本日の案件についての審議を終了いたします。

最後に、審議会日程についてでございます。

次回、3月の開催日は、16日火曜日を予定しております。

会場は、開催案内にて改めて事務局から通知させていただきます。

それでは、これをもちまして、本日の東京都私立学校審議会を終了させていただきます。

緊急事態宣言がまだ続いております。皆様、ご健康にはくれぐれもご注意をなさってお過ごしいただきたいと思っております。本日はありがとうございました。

午後3時50分閉会